

尾張旭市監査公表第30号

令和7年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月19日付け6生第147号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

教育委員会生涯学習課

| 監査の指摘事項 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>中央公民館において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない防犯灯の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずになっていたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p> | <p>指摘事項について、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和7年1月31日付け6市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。</p> <p>また、その他の生涯学習課管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。</p> |
| <p>行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者は、尾張旭市公有財産管理規則（昭和60年尾張旭市規則第7号）に規定される行政財産目的外使用許可申請書を当該行政財産を所管する各課等の長を経て市長に提出しなければならない（同規則第17条）。しかしながら、同課は、中央公民館のロッカー使用について、許可を受けようとする者に、同規則で定められた申請書様式ではない独自の様式で</p> | <p>指摘事項について、令和7年度からの使用許可申請については、規則で定められた様式を使用し、適切に事務処理を行う。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>申請させ、これを許可していた。 規則に沿った事務処理を実施されたい。</p> | |
| <p>中央公民館のロッカー使用に係る行政財産目的外使用許可において、尾張旭市行政財産の目的外使用料条例（昭和59年尾張旭市条例第33号）第2条第3項に基づき、その使用態様に応じ、通常の実例価格等を考慮して市長が定める額として小ロッカー1区画当たりの使用料を300円/月としている。この点、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの使用許可に係る使用料について、1,500円（300円×5か月）を請求しなければならないところ、2,100円を請求しており、結果600円過大に徴収していた。 条例に沿った事務処理を正確に実施されたい。</p> | <p>指摘事項について、対象者に謝罪及び返還の手続を行った。使用許可申請の手続については、申請書の内容と許可内容の全てが正しいことを確認した上で、適切に事務処理を行う。</p> |
| <p>歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第4条及び第5条）。 同課は、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。 適時適切に調定を決議されたい。</p> | <p>指摘事項について、事後調定から事前調定による歳入金収納を行うよう改めることとしたため、今後は、行政財産目的外使用料の納付書発送に先立って、調定決議を行うことを徹底する。</p> |
| <p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていない備品が見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。</p> | <p>指摘事項について、今年度中に全ての備品を確認し、備品ラベルが付されていない備品については速やかにラベルを付す。次年度以降も物品の検査を実施するよう体制を整え、適切な物品管理事務を行う。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>同課では、令和6年10月1日、本地原公民館の図書室のクロスの貼替修繕並びに本棚及びラックの耐震補強が必要として、別々に修繕伺書を起案していた。これら起案では、執行予定額を貼替修繕は99,000円、耐震補強は38,500円としており、いずれも契約金額の総額が10万円を超えないことから、尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第25条の2ただし書の規定によりそれぞれ一者からの見積書徴取とした上で、見積依頼は同一の建築会社にするとし、課長までの決裁を得ていた。</p> <p>この点、同一の建築会社に同一日に発注する修繕をこのように区分する合理的な理由があるのであれば、当該理由を明示して組織的に意思決定すべきであるし、そうしなければ、単に二者以上による見積合わせを回避するために、故意に分割したものと捉えられるリスクがある。</p> <p>関係法令の趣旨に沿った契約事務を適切に実施されたい。</p> | <p>指摘事項について、故意に分割したものと捉えられることがないよう、合理的な理由があるものについては、その理由を明記し、それ以外のものは、二者以上からの見積徴取を徹底し、適切に契約事務を行う。</p> |
| <p>令和6年度地区公民館管理業務委託、瑞鳳公民館第1集会室外LED取替修繕、中央公民館等環境整備業務委託及び中央公民館管理業務委託は、契約の相手方がいずれも尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第32条第3号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p> | <p>指摘事項について、契約を締結する際に、尾張旭市入札参加資格者名簿及び契約保証金免除の条項を確認し、適切に事務処理を行う。</p> |
| <p>同課は、天体観測教室・一般観望会の運営、同教室の講師養成などを内容とする天体観測教室開催事業を、市内小中学校</p> | <p>指摘事項について、令和7年度以降、現在の尾張旭市天体観測教室委員会への委託内容に基づき、適切な項目で積算を行</p> |

の理科教諭で構成される尾張旭市天体観測教室開催委員会に委託して実施している。

本事業について、尾張旭市監査委員は、令和4年度の教育委員会に係る定例監査報告書（令和4年11月28日付け尾張旭市監査公表第21号）で、法第199条第10項の規定に基づき、「契約の形態については、事業の実施主体のあり方も含めて、補助金、謝金等の費目による支払い等、他の手法について考察されたい」との意見を付している。

しかしながら、今回の監査でも、引き続き、本事業を同委員会への委託にて実施していることを確認した。あわせて、実質、生涯学習課が、同委員会の事務を担っていることも確認した。

また、委託料には、毎年度、慣例的に備品購入費を積算してはいるものの、いずれも、同委員会において、本事業に係る備品購入の実績はなく、最終的に、契約金額の変更により対応していることを確認した。

よって、本事業は、他の自治体の最近の動向や事例等も踏まえて、契約の形態、実施主体の在り方、支出科目、備品の購入の必要性等について、引き続き検討の上、措置されたい。

令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、令和6年度尾張旭市公民館講座夏季募集案内印刷業務において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

う。

また、令和4年度の定例監査の監査意見について、先進都市への視察や民間事業者への実施主体の変更等検討した結果、実施主体の在り方については現状を維持することとなった。

今後も引き続き、他の自治体の動向や事例等も踏まえて、契約の形態、実施主体の在り方、支出科目等について検討を進める。

指摘事項について、見積書徴収依頼時に押印が必要である旨を周知するとともに、受け取った際に、押印漏れがないか再度確認を行い、適切に事務処理を行う。